

2018年6月11日

各位

会社名	株式会社東京スター銀行
代表者名	代表執行役頭取 CEO 佐藤 誠治
問合せ先	広報室 TEL. 03 - 3586 - 3111(代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日、会社法第370条（取締役会の決議の省略）による書面決議によって、2018年6月26日開催予定の第17期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当銀行の事業親会社に適用される法令に基づく決議を行なう場合の決議要件を追加するため。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 2. 日程

書面による取締役会決議日	2018年6月11日（月）
定時株主総会開催予定日	2018年6月26日（火）
定款変更の効力発生日	2018年6月26日（火）

以上

別紙

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役会の決議方法等）</p> <p>取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって、これを行うものとする。</p>	<p>第21条（取締役会の決議方法等）</p> <p>取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって、これを行うものとする。<u>ただし、当銀行の事業親会社に適用される法令に基づいて当該事業親会社が定める関連当事者と当銀行との間で行う取引の決議は、議決に加わることができる取締役の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の多数をもってこれを行うものとする。</u></p>

以 上